

## 平成30年度大阪府委託訓練事業 企画提案公募にかかる質問と回答

### (訓練共通)

問1) 提案する訓練の実施形態は、本科生と同じクラスに編入して実施する予定である。  
当大学では介護福祉士資格コースはA学科(〇〇学舎等)、保育士資格コースはB学科(△△学舎等)と、異なる学舎(施設)での実施となるが、現状では、本科生に対する事務、就職支援などの実施体制は、両学科共通の体制となっており、提案する訓練体制も同様の体制を予定している。  
このような場合において、様式第3-1号の「(3) 訓練実施運営体制」について、チェックリスト3ページでは、「訓練実施責任者は他の訓練実施施設との兼務は認めない」とされているが、事務担当者及び苦情処理責任者の兼務は認められるのか。  
また、認められる場合、様式第3-1号の「(2) 訓練実施施設の概要 従業員数」について、兼務者はそれぞれのコース(施設)で、ダブルカウントするのか、または、どちらか所属を決めてカウントするのか。  
また、様式第4-1号の「(1) 就職支援担当者」となる者は、勤務実態が2つの学科を常時受け持ち、必要に応じて学舎を行き来している状態である。  
この場合は、「他の訓練実施施設との兼務の有無」が「有」となるが、週の勤務日数は各訓練実施施設に常勤としてよいのか、または、日数を按分して記載するのか。

⇒ 訓練実施責任者と事務担当者及び苦情処理責任者との兼務は可。

様式第3-1号の「(2) 訓練実施施設の概要」の「従業員数」欄に記載する人数は、訓練実施施設ごとに人数を計上して記載すること。

また、「運営・管理部門」と「訓練指導担当部門」の内訳については、当該担当者等が従事する主たる業務の内容をふまえて、どちらか一方にて計上すること。(担当者等1名を両部門に重複計上しないこと)

様式第4-1号の「(1) 就職支援実施担当者」欄記載の就職支援責任者及び就職支援担当者が、他の訓練実施施設との兼務をしている場合は、それぞれの施設における週の勤務日数を記入、勤務曜日に○印を付すとともに、勤務時間も記入すること。

月又は週単位の勤務日数が明らかであるが、月の勤務曜日が決まっていない場合は、「月10日勤務(不定期)」などと記入すること。

また、この場合、「他の訓練実施施設との兼務の有無」欄の「有」にチェックをいれること。

問2) 問1と関連するが、様式3-3号の「(8) 府政策への協力について」であるが、公正採用選考人権啓発推進員の設置の有無の「事業所において常時使用する従業員数」にいう「事業所」とは、大学全体をさすのか、あるいは、各コースの訓練実施施設ごとの従業員数をさすのか。

⇒ 訓練実施施設ごとの従業員数を記入されたい。

問3) 添付書類⑤定款(寄附行為又は学則)の写しについて、本件とは別に寄附行為の改正(平成30年4月1日施行)を11月26日に開催する本法人理事会での審議を予定している。改正後の寄附行為の写しを添付しなければならないか。

⇒ 本受付日(11月30日又は12月4日)時点の寄附行為を添付されたい。

なお、予定する寄附行為の改正内容が、本委託訓練事業の受託にあたって必要又は関連する項目である場合は、改正案も併せて添付されたい。

問 4) 【託児付】以外の科目において施設外託児サービスを検討中であるが、受け入れ人数が託児施設1箇所につき3名未満となる場合、複数箇所合わせて「3名」以上として提案は可か。また、合算が可能な場合には、様式第1-1号「託児実施施設名」および様式第8-2号「託児サービス経費見積書」へはどのように記載すればよいか。

⇒ 複数の託児実施施設における受け入れ人数の合計を3名以上として提案することは可。

なお、様式第1-1号の該当箇所（「2 託児実施施設名」）には、すべての託児実施施設を併記するか、書ききれない場合は、別紙に一覧を作成して添付すること。様式第8-2号については、積算内訳欄に詳細を記入すること。

問 5) 様式第8-2号について、「0～2歳児」と「3歳以上」では一時保育料が異なる場合、見積書にはどちらを記載すればよいか。

⇒ お示しのように、児童の年齢に応じて一時保育料が異なる場合においては、それぞれの年齢区分の児童数を想定して見積額を積算すること。

また、その際の積算根拠は、様式の「積算内訳」の項目に詳細に記入すること。

問 6) 様式第8-2号について、施設外託児サービスでの一時保育料が委託費上限額を上回る施設があった場合、上限額で申請し、差額分を受講生に負担させる事は可能か。あるいは訓練実施機関が負担するのであれば申請は可能か。

⇒ 託児サービスに係る委託費の見積額について、本府が設定する1人1月当たりの上限額を上回る内容での提案は不可。

また、受講生に対して、様式第8-2号「大阪府委託訓練託児サービス経費見積書」に計上した経費の一部を負担させることは不可。

ただし、託児サービスの利用料に含まれない食事・軽食（ミルク、おやつを含む）代、おむつ代などの実費分は、受講生（保護者）の負担として差し支えない。

問 7) 託児サービスの受け入れ人数について、現時点で3名は可能であるが、来年6月以降の確約はできない場合でも申請は可能か。

⇒ 本受付日時点において、訓練実施期間中の託児サービス提供が確約できない内容での提案は不可。

問 8) 様式第3-1号の(3)訓練実施運営体制 職業訓練サービスガイドライン研修の受講の有無について、説明会では「法人に受講者がいる場合は、受講ありに」という趣旨の説明があったが、受講者は必ずしも訓練実施責任者、事務担当者でなくてもよいか。

⇒ お見込みのとおり。

ただし、研修の受講（予定）者は、大阪府委託訓練に関わる者であること。

問 9) 副本の提出について、昨年は特定の様式において法人名を空白にするものがあったが今年は正・副ともすべて法人名等を記入でよいか。

⇒ お見込みのとおり。

問 10) 平成30年4月より学則の変更を予定しているが、提案するカリキュラム及び添付するテキストのコピー、学則は変更予定に沿った内容でよいか。

また、申請時現在のものが必要か。

- ⇒ 提案するコースの開講日時点における予定内容で提案されたい。  
また、企画提案書には、本受付日時点の学則を添付されたい。  
ただし、予定する学則の改正内容が、本委託訓練事業を受託するに当たって必要又は関連する項目である場合は、改正案も併せて添付されたい。

問 11) 「複数科目に提案する場合は、コース番号が最も若い科目の企画提案書（正本）に原本を添付し、その他の科目の企画提案書（正本）にはコピーを添付してください。」とあるが、「知識習得コース」及び「長期高度人材育成コース」の両方で提案をするような場合は仮受付日の早い「知識習得コース」にて原本を添付する形でよろしいでしょうか。

- ⇒ お見込みのとおり。

問 12) 様式第 3-4 号について、「パソコンを必要とする科目のみ記入してください」とあるが、提案する科目がパソコンを必要とする科目以外のものであり、パソコンの使用を検討する場合においては、こちらの様式も提出が必要か。

- ⇒ お見込みのとおり。

問 13) 様式第 4-1 号について、就職支援担当者は 2 名以上とあるが、3 名といったように記載の追加を行ってもよいか。

- ⇒ お見込みのとおり。

なお、就職支援担当者の配置人数は、各仕様書記載の「就職支援の実施」欄を参照すること。

問 14) 様式第 4-3 号について、平成 27 年度・平成 28 年度の各実績は様式第 4-2 号で挙げた数値を元に算出すればよいか。

様式第 4-2 号で収めることのできなかったものも含めた全体の平均値での表記が必要か。

- ⇒ 実績全体の平均値を記入されたい。

問 15) 本社が東京にあり、大阪の支店の者が委任を受けて提案をする予定であるが、様式第 1-1 号と様式第 3-1 号の「機関の概要」欄は、委任を受けた大阪の支店の住所、代表者の職・氏名を記入すればよいか。

それとも本社の住所、機関の代表者の職、氏名を記入すればよいか。

- ⇒ 様式第 1-1 号の住所、機関（法人名）、代表者職・氏名欄には、「委任を受けた者」を記入されたい。

また、様式第 3-1 号の(1)の機関（法人）の概要欄には、「委任する機関（法人）」の概要を記入されたい。

問 16) 一法人による同月内での複数の申請が出来ないとなっています。

例えば、訓練科目番号が違う場合、同一科目ではないという認識で正しいか。

例：R18 と R19 の 2 科目を 6 月開講で同時に申請することは可能か。

- ⇒ 可能である。

問 17) キャリアコンサルタントの資格について、関西カウンセリングセンターの「キャリアコンサルタント認定証」は持っているのですが、現在、国家資格への移行申請中です。

1か月以内には国家資格証が届くとは思いますが、申請に間に合わない場合、「国家資格移行申請中です。」の旨を担当の方にお伝えすれば、国家資格証が届き次第、差し替えていただくことは可能か。

また、その際、申請に間に合わなくても加点事由になりますか？

⇒ 本受付日時点において、キャリアコンサルタント登録証の写しを添付できない場合は、様式第4-1号の「キャリアコンサルタント（国家資格）の有無」欄は「無」とすること。

問 18) 平成29年度まで、副本の機関（法人）名を消去し空白にする様式がいくつかあったが、平成30年度は、機関（法人）名を空白にする様式はあるか。

⇒ 問9の回答と同じ。

問 19) 委託訓練事業企画提案書（様式第1-1号）について、弊社代表者名が平成29年12月1日付で変更となるが、仮受付申請時点と本受付申請時点で代表者名が異なる形でもよいか。

⇒ 仮受付時と本受付時において、代表者名が異なっても差し支えない。

なお、企画提案書の提出にあたって、様式第1-1号に記入する代表者職・氏名欄には、本受付日時点の代表者職・氏名を記入するとともに、その他の提案書類、添付書類等についても整合性がとれるよう留意すること。

なお、11月30日を本受付日とする場合は、12月1日以降に代表者の変更があった旨の書面を提出すること。

問 20) 様式第4-2号の（4）選考試験実施体制にある「筆記試験会場」及び「面接試験室」は、訓練を実施する教室以外の場所での設定は可能か。

⇒ 可能である。

問 21) 『企画提案書等記載項目注意事項及びチェックリスト』の12ページ、「様式第7-3号（長期高度人材育成コース）委託訓練カリキュラム」の「科目、科目の内容、時間」欄では、「あらかじめ府が設定する訓練目標、仕上がり像等に合致した訓練内容について、時間数を含めて記入。なお、可能な限り、单元ごとに訓練内容を具体的にわかりやすい表現で記入。」とあるが、「訓練内容」とは「科目の内容」のことか。また、可能な限り「单元ごと」には「科目ごと」のことか。

また、そうであれば、該当様式の「科目の内容」欄に既に記載されている語句を変更してよいのか。

また、様式第7-3号の訓練科名が「介護福祉士資格取得コース」となっているがそのままでよいか。

⇒ お見込みのとおり。

「科目の内容」欄については、養成施設において必須としている科目名や科目の内容を踏まえ、適宜語句を変更して差し支えない。

また、様式第7-3号の「訓練科名」については、仕様書記載の科目名「介護福祉士資格コース」に修正されたい。

なお、様式第7-3号については、修正後の様式をホームページに掲載させていただく。

## (離職者等再就職訓練)

問 22) 訓練科目番号R31「子育て中の女性向けキャリアアップ応援科」で、訓練対象者として、子どもが幼く通勤が難しい方が多いと予想される事から、在宅ワークができるような学習科目をカリキュラムに入れて提案することは可能か。

⇒ 可能である。

ただし、様式第7-1号の「就職先の職務・仕事」欄に記載する「事業分野・職種」に加え、「訓練目標」及び「仕上がり像」欄に記載する内容に留意して設定されたい。

問 23) 仕様書【知識等習得】の「8 訓練科目名・訓練期間・定員」について、「R12 3か月・定員20名」とあるが、様式第7-1号は「R12 3か月・定員30名」となっており、申請時に修正してよいか。

⇒ 仕様書記載の定員(20名)が正しい。

様式第7-1号記載の定員を修正した上で、提案資料を作成されたい。

なお、修正後の様式をホームページへ掲載するので、ご活用いただきたい。

問 24) 離職者等再就職訓練(知識等習得コース)仕様書のR-6ページの「10 訓練スケジュール」の(1)訓練時間の設定(標準)について、「1時間の訓練時間は50分」と「休憩10分」を設定、「昼食休憩時間は45分から60分の間で設定」とあるが、1時間のうち各休憩10分も訓練時間数には含まれないのか。

⇒ 1時間の訓練時間は、50分として設定すること。

訓練時間の合間に設定する休憩時間(10分)及び昼食休憩時間(45分から60分)は訓練時間数に含まない。

問 25) 離職者等再就職訓練(知識等習得コース)仕様書のR-8ページの「14 選考試験、訓練及び就職支援の実施に伴う業務」の(2)に記載の大阪府が定める「受講生選考要領」及び「選考試験採点マニュアル」とは、どこに掲載されているのか。

⇒ 「受講生選考要領」及び「選考試験採点マニュアル」は、受託予定事業者決定後に開催する「事業者向け事務説明会」(平成30年2月を予定)にてお示しする。

問 26) 訓練科名「IT活用・企画営業実務科(3か月)」について、様式第7-1号の「訓練目標」欄に「タブレット端末等を活用したプレゼンテーション技法・・・」とあるが、タブレットは受講生全員に配布する必要があるのか。

⇒ 離職者等再就職訓練(知識等習得コース)仕様書R-7ページ「12 訓練の実施」の(4)の「②設備」の項目を参照されたい。

また、訓練定員、カリキュラム記載の「訓練目標」及び「仕上がり像」など、提案予定の訓練内容をふまえて必要数を整備されたい。

問 27) 28年度と29年度の保育の実績(託児サービスを利用した人数)を教えてください。

⇒ 平成28年度においては、託児サービス付科目の受講者356人、託児サービスを利用した児童は42人、平成29年度(6月～11月開講コース)においては、同科目の訓練受講者275人、託児サービスを利用した児童は29人である。

問 28) 『企画提案書等記載項目注意事項及びチェックリスト』7ページの実績の記載のところで、「医療・調剤事務科」＝「医療・介護事務科」となっているが、どちらも実績がある場合は、様式第4-2号へは2つのコースを混ぜて上位5コースを記入すればいいのか。

⇒ お見込みのとおり

問 29) 『企画提案書等記載項目注意事項及びチェックリスト』7ページの実績の記載のところで、「メディカルアシスタント養成科」＝「医療クラーク養成科」、「メディカルアシスタント実践科」とあるが、「メディカルアシスタント実践科」は29年度からのコースでデュアルのはずですが、様式第4-2号への記載についてどう実績に含まれるのか。

⇒ ご指摘のとおり、「メディカルアシスタント実践科」は、平成29年度からデュアルシステム訓練において設定したコースであることから、様式第4-2号へ記入することはできない。

問 30) 『企画提案書等記載項目注意事項及びチェックリスト』7ページの実績の記載のところで、「総務・経理事務科」＝「総務・経理事務基礎科」となっているが「総務・経理事務科【託児付】」は含まれないのか。

⇒ 今回、公募している「R16 総務・経理事務科【託児付】」の提案にあたっては、平成27年度及び平成28年度の「総務・経理事務科」及び「総務・経理事務基礎科【託児付】」の実績を記入いただきたい。

問 31) 『企画提案書等記載項目注意事項及びチェックリスト』7ページの実績の記載のところで、「パソコン事務+Web科」で「パソコン事務+Web科【託児付】」の実績は含まれないのか。

⇒ 今回、公募している「R19 パソコン事務+Web科【託児付】」の提案にあたっては、平成27年度及び平成28年度の「パソコン事務科」、「パソコン事務+Web科」及び「パソコン事務+Web基礎科【託児付】」の実績を記入いただきたい。

問 32) 『企画提案書等記載項目注意事項及びチェックリスト』7ページの実績の記載のところで、「医療・調剤事務実践科」＝「メディカルアシスタント実践科」とあるがどう実績に含まれるのか。

⇒ ご指摘のとおり、「メディカルアシスタント実践科」は平成29年度からデュアルシステム訓練に設定したコースであることから、様式第4-2号へ記入することはできない。

問 33) 様式第7-1号の欄外の※印の文章は削除してもよいか。

⇒ 削除してよい。

問 34) 離職とデュアルで託児付科目以外でも託児サービス提供「可」とした場合、様式第 8-2 号の添付は必要か。

また価格点の計算で託児サービス経費も含まれるのか。

⇒ 様式第 1-1 号の「6 託児サービス提供の可否」を「可」とした場合、様式第 8-2 号も必ず提出すること。

また、価格点の計算方法は、「大阪府委託訓練事業に係る企画提案公募要領」10 ページ記載の「(4) 見積額 (価格点) (10 点)」欄の記載内容を参照されたい。

問 35) 託児サービスで食事代やおむつ代は生徒の個人負担になるのか。

それとも訓練校が負担するのか。その場合は見積額に含めてもいいのか。

⇒ 受講生に対して、様式第 8-2 号「大阪府委託訓練託児サービス経費見積書」に計上した経費の一部を負担させることは不可。

ただし、託児サービスの利用料に含まれない食事・軽食 (ミルク、おやつを含む) 代、おむつ代などの実費分は、受講生 (保護者) の負担として差し支えない。

問 36) 「メディカルアシスタント養成科」について、仕様書では定員が「20 名」となっていますが、様式第 7-1 号では「30 名」となっています。

どちらが正しいのか。

⇒ 仕様書記載の定員 (20 名) が正しい。

様式第 7-1 号記載の定員を修正した上で、提案資料を作成されたい。

なお、修正後の様式をホームページへ掲載するので、ご活用いただきたい。

問 37) 様式第 8-2 号の左上の定員は、託児受入人数を記入すればいいのか。

⇒ 様式第 1-1 号の「1 託児可能人数」欄に記載した人数を記載すること。

## (デュアルシステム訓練)

問 38) デュアルシステム訓練 仕様書 D-7 ページの「13 選考試験、訓練及び就職支援の実施に伴う業務」の (16)「受講生の企業実習中の労働者災害補償保険」とは、受託企業が加入している災害保険とみなしてよいか。

⇒ 仕様書記載の内容は、労働者災害補償保険法第 33 条に定める労働者災害補償保険の特別加入をさす。

なお、加入手続きは大阪府において行い、受託事業者には、受講生の企業実習に係る実施状況等を大阪府へ報告いただくこととしている。

問 39) 託児付のコースでデュアルシステム訓練の場合、実習中でも保育所が変わることなく訓練校の近くのままでいいのか。

その場合、交通費などは生徒負担になるのでしょうか。

⇒ 「デュアルシステム訓練 仕様書」D-8 ページの (3) 託児サービスの提供方法、または、「しごと力養成+キャリアスタート実践科 仕様書」D-15 ページの (3) 託児サービスの提供方法の記載内容を参照されたい。

## (長期高度人材育成コース)

問 40)

「長期高度人材育成コース 仕様書」のL-9ページの※以下の「9 訓練内容」の(1)又は(2)に該当する科目については、大阪府プロポーザル方式等事業者選定委員会の開催前に、厚生労働省の承認を得られる事が条件です。(厚生労働省に対する協議は大阪府が行います。)と記載されているが、他の省庁に対しても承認を得て頂けるのか。

例えば、国土交通省について

・建築士の受験資格の付与は本科生でないと得られない現状となっている

【別科生】～建築士の受験資格が付与されない

⇒ 厚生労働省に対する大阪府の協議は、提案があったカリキュラム内容と取得をめざす国家資格の種類、それらに対する訓練期間の妥当性等について協議するものである。

また、「長期高度人材育成コース 仕様書」のL-9ページ「9 訓練内容」(1)又は(2)に該当する科目を提案される場合は、同項目に「訓練期間中に資格試験の受験を行うものであることとし、また、その合格発表までの期間においても適切に訓練が実施されるものとする」と記載しているとおり、訓練期間中の資格取得を前提としていることから、お示しの「受験資格が付与されるに止まるコース」の提案は認めない。

問 41) 本校には、言語聴覚士の国家資格取得を目指す2年制の養成課程があるが、国家試験を受験するためには、本校(養成学校)を卒業する必要がある。

今回の委託訓練事業では、受講生を別科生として一般向けに開設している教育訓練に受け入れることが可能となっているが、この「卒業」については、学校の裁量によって対応できるのか。

また、この養成課程は、授業を平日の夜間(18:00～21:00)と土曜日の昼間(9:00～16:10)に行っている昼夜開講の学科であるが、このような時間帯の課程でも委託訓練事業として企画提案は可能か。

⇒ 「長期高度人材育成コース 仕様書」L-9ページの「9 訓練内容」の(1)又は(2)に該当する科目を提案する場合は、同項目に「訓練期間中に資格試験の受験を行うものであることとし、また、その合格発表までの期間においても適切に訓練が実施されるものとする」と記載しているとおり、訓練期間中の資格取得を前提としていることから、訓練修了時点で「受験資格が付与されるに止まる」訓練については、提案を認めない。

また、夜間、土日のみの訓練を本事業において実施することは不可。

問 42) 訓練期間中に実施する資格取得に必要な学外の実習が有償の場合は、受講生がその報酬を受取ることは可能か。

また、そのような有償となる実習を実施することは可能か。

⇒ 職業訓練中のカリキュラムにおける実習により、訓練生が実習先から報酬等を受取ることは認めない。

問 43) 「企画提案書等記載項目注意事項及びチェックリスト」の1ページ上段の囲み文章の中に「1科目に対して1事業者が提案できるのは1提案のみ」との記載があるが、「L06 自由提案科目」の場合でも、同様でしょうか。

1事業者が、内容の異なる自由提案科目の訓練を複数提案することはできない



のか。

⇒ 「L06 自由提案科目」を1科目として設定していることから、同科目において、1事業者が提案できるのは1提案のみである。

問 44) 「長期高度人材育成コース 仕様書」のL-12ページの「16 養成施設における受講生の位置付け」では「(1) 附帯教育による「別科生」として受け入れること。」と明記されており、また、同仕様書のL-9ページには、「※一般向けに開設している教育訓練の定員の一部に受講生を入校させ、同一環境下において実施して差し支えない。」とも記載されているが、既存の学科の本科生と同様に学校の基準(規定)に準じて受講生を受入れ、そして授業運営等を行っても良いのか。

例えば、以下の項目について

- ・【受講生の選考】～本科生と同基準に依る受入れの可否判定でも良いか。  
つまり、面接に於いて意識の低い者の受け入れを拒否しても問題はないか
- ・【出席管理】～遅刻・早退・欠席の扱い
- ・【休講】～台風等での警報の扱い(本校の場合、大雨と暴風の両警報で休講)  
※以前に受託していた3ヶ月訓練では、以下の扱いになっていた  
・(1分でも遅刻・早退、15分以上で欠席)(暴風警報で休講)
- ・【授業時間】～90分1コマを2時間換算、授業延長の可否、課題提出済み者の授業公欠扱い
- ・【授業実施日】～コマ数の確保を図る上で、祝日であっても授業を実施しているが問題はないか
- ・【長期休暇期間】～夏休・春休:約2ヶ月程度の扱い  
※(この期間に何らかの指導は必要か)
- ・【授業料等】～入学金・授業料・施設設備費等の2年間総額を、訓練経費2年間(24ヶ月)で割って月額を計算しても良いか。つまり、長期休暇期間中も請求の対象月となるが問題はないか

⇒ 一般向けに開設している教育訓練の定員の一部に受講生を入校させ、同一環境下において実施して差し支えない。

受講生の選考にあたっては、仕様書L-9ページの「11 訓練受講生の選考及び結果通知の作成・郵送」の記載内容を参照されたい。

訓練時間については、1単位時間90分を2時間として換算して差し支えない。

訓練実施経費の算定については、仕様書L-8ページ記載のとおり、一般向けに開設している教育訓練における授業料を超えない額を設定されたい。

問 45) 夜間での開講(実施)は、可能か

⇒ 夜間、土日のみの訓練を実施することは不可。

問 46) 大学の専攻科(2年制、言語聴覚士指定養成施設)への受け入れを検討していることから、以下の点について、ご教示いただきたい。

「長期高度人材育成コース 仕様書」のL-9ページ「※一般向けに開設している教育訓練の定員の一部に受講生を入校させ、同一環境下において実施して差し支えない。」とされているが、本科生と同一環境下で授業を実施して良いと理解したが、そうであれば、授業時間、授業実施日、長期休暇期間、警報時の休講の取り扱い等は、本科生と同一ルールで差し支えないか。

(例えば、土曜日や祝日に集中講義を実施する代わりに、G.W を連休とする等、訓練スケジュールを本科の学事スケジュールに合わせて良いか等)

⇒ 長期高度人材育成コースの提案にあたっては、一般向けに開設している教育訓練の定員の一部に受講生を入校させ、同一環境下において実施して差し支えない。

ただし、「長期高度人材育成コース 仕様書」L-9ページの「9 訓練内容」の(1)又は(2)に該当する科目を提案する場合は、同項目に「訓練期間中に資格試験の受験を行うものであることとし、また、その合格発表までの期間においても適切に訓練が実施されるものとする」と記載しているとおり、訓練期間中の資格取得を前提としていることにご留意されたい。

問 47) 「長期高度人材育成コース 仕様書」のL-9ページの「11 訓練生の選考」の(2)において、実施方法、実施内容等詳細を大阪府と協議するとなっているが、例えば、4年制大学卒(又は、同等以上)という条件を付すことは可能か。  
(現在想定している教育訓練は、2年課程修了後に、言語聴覚士国家試験の受験資格が得られる課程であり、この場合の本専攻科への入学資格は大卒者が対象となるため。)

⇒ 訓練の実施にあたって、貴校の学則等により入学資格が定められている場合は、訓練対象者は、仕様書L-7ページの「5 訓練対象者」に記載のほか、貴校の学則に準じた者が対象となる。

問 48) 「長期高度人材育成コース 仕様書」のL-9ページでは、業務独占資格又は名称独占資格に該当する科目については、厚労省と大阪府が協議するとなっているが、本学養成課程は厚労省の指定養成施設ではあるが、文部科学省医学教育課から指定を受けており、また、学則等変更届の提出先も文部科学省であるが、文部科学省との協議も行われると考えて良いか。

⇒ 厚生労働省に対する大阪府の協議は、提案があったカリキュラム内容と取得をめざす国家資格の種類、それらに対する訓練期間の妥当性等について協議するものである。なお、厚生労働省以外の省庁への協議は行わない。

問 49) 長期高度人材育成コースの訓練対象者について、「概ね 45 歳未満」とありますが、これまで 60 歳前後の受講生も存在していた。  
応募希望者には、ハローワークで一定の年齢制限があることは説明いただけるのか。また、応募希望があれば年齢に関係なく受け入れるということによいのか。

⇒ 「概ね 45 歳未満」の概ねの範囲は、求職者(受講希望者)の特性に応じて、ハローワークにおいて個別に判断されることとなる。

また、ハローワークが行うキャリアコンサルティング等により、当該訓練の受講の必要性が認められた上で、訓練実施施設が行う入校選考によって最終的に判断されることとなる。

問 50) 「長期高度人材育成コース」において、11月10日の説明会で、当コースでの受験料・それにかかる手数料等については受講生の自己負担とありましたが、合格時の国家資格登録料及びそれにかかる手数料等も含め、様式第6-3号において、自己負担として挙げる必要はなく、受講生各自に入校の際にあらかじめ口頭もしくは書面にて伝える旨だけでよいのか。

受験料等については、近年料金の変動があるため、様式第6-3号については現在の価格を参考表記することしか出来ないこともあり、見解を統一して頂きたい。

⇒ 様式第6-3号には、受講生の自己負担となるものについて、本受付日時点における価格等を記載されたい。

また、受託（予定）事業者となった場合は、価格の変動があった時点で大阪府と協議すること。

なお、価格の変動が予想される場合は、入校時、受講生に対してその旨説明し、理解を求めること。

問 51) 1次審査の審査基準について、公的職業訓練就職率（10点）の中での専門実践教育訓練（職業実践専門課程）の就職率の取り扱いが不明である。

大阪府の訓練以外の公的職業訓練に該当するか否か。

⇒ 「平成30年度大阪府委託訓練事業企画提案公募要領」9ページの（3）に定める「公的職業訓練就職率」（10点）は、大阪府又は大阪府が主催する以外の公的職業訓練にかかる実績が対象となる。

したがって、お示しの専門実践教育訓練（職業実践専門課程）の就職率は、評価対象としていない。

問 52) 入校式・修了式について、入校式（平成30年4月2日）、修了式（平成32年3月31日）と日程が記載されているが、訓練対象者に対して、学校が行う入学式・卒業式とは別に実施する必要があるのか。

⇒ 本科生と合同で行う入学式、卒業式の日程にかかわらず、大阪府が指定する日に実施すること。

なお、本委託訓練にかかる入校式においては、受講生に対して、訓練受講にあたっての諸注意・施設紹介・講師紹介・訓練の進め方、ハローワークの手続き等を、また、修了式においては、職業訓練にかかる修了証書授与のほか、訓練の満足度調査、就職状況報告の提出依頼、ハローワークの利用等について、受講生に説明することが必要である。

問 53) 訓練対象者について、公共職業訓練もしくは求職者支援訓練の実践コースを受講修了後、1年を超える者」の要件には「原則として」という記載があるが、例外にはどのような事例があるか。

⇒ 独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構が認定する「求職者支援訓練」の「基礎コース」を修了した方で、公共職業安定所長（ハローワーク所長）が連続受講の必要性を認めた方などが該当する。

問 54) 長期高度人材育成コースの自由提案科目（2年間）の提案を予定しているが、本校は平成31年に校舎の移転が決定している。（平成30年度と平成31年度で訓練実施施設が変わる）このような場合、訓練施設を1年ずつで分けた使用が可能か。可能であれば、施設に関する様式を2施設分提出すれば良いか。

また、仕様書のL-12ページには、「学則を変更する必要がある場合は平成30年1月末までに学則の規定整備を行い、大阪府へ提出すること」となっている。

ただ、移転が平成31年度の為、学則変更の府への提出は平成30年1月以降と

なるが、この場合、学則変更認可後の提出でも可能か。

⇒ 訓練期間の途中において訓練実施施設を変更する内容で企画提案を行うことは、原則、認められないが、お示しのケースにおいては、校舎移転という特段の事情によるものであることから、訓練期間途中における訓練実施施設の変更を認める。

ただし、訓練実施施設の変更後は、変更前と同等、もしくは、それ以上の訓練環境が確保されるよう配慮すること。

なお、提案時点で、様式に記入すべき各年度の訓練実施施設の状況が明らかである場合は、それぞれの内容を記入した様式を作成すること。

学則については、提案時点において、現行の学則を提案書に添付することとし、変更認可後、速やかに変更後の学則を提出すること。

問 55) 提案にあたり、訓練科目の実施形態については、本科生と同じクラスに編入して実施を予定している。本科生は時間割上、【土・日・祝】も授業を実施する場合があるが、授業受講日程は本科生に準じての実施は可能か。

⇒ 一般向けに開設している教育訓練の定員の一部に受講生を入校させ、同一環境下において実施して差し支えない。

ただし、夜間、土日のみの訓練を提案することは不可。

問 56) 提案する訓練カリキュラムの中に技能習熟度の向上と就業意識、ソーシャルスキル等の学びの為、企業実習（インターンシップ）を組み込む予定である。

実習期間中のみ（約4週間）は訓練を18:00～21:00の夜間に振替をして開講は可能か。

⇒ 問 55 の回答と同じ。

問 57) 本校では本科生の夜間部でも職業実践専門課程の認定を受けている。こちらへも科目履修の関係にて夜間の授業に編入して実施は可能か。

⇒ 問 55 の回答と同じ。

問 58) 『企画提案書等記載項目注意事項及びチェックリスト』の様式第7-3号（長期高度人材育成コース）委託訓練カリキュラムの【訓練時間総合計】欄について、

・介護福祉士資格コースは、年間700時間以上かつ2年間で1,850時間以上とすること。

・本科生と同じクラスに編入して実施する場合の1時限あたりの訓練時間が90分の場合には、1.5時間とすること。

とあるが、本校は、介護福祉士養成施設の申請時に提出した「学習進度計画表」及び「時間割」により1時限90分の授業を2時間とすることを了承いただいた上で厚生労働省から指定を受けている。

学則のカリキュラム時間数もそれを前提に作成しており、委託訓練のカリキュラムが90分を1.5時間とする場合、学則の時間数と異なることとなる。また、90分を1.5時間とした場合は、介護福祉士養成課程の指定科目だけで1,850時間以上とすることも難しいと考えられる。

企画提案書のカリキュラムの時間数はどのように記載すればよいか。

⇒ 訓練時間について、厚生労働省から指定を受けた1単位時間90分を2時間として

換算して差し支えない。

問 59) 長期高度人材育成コース・保育士資格コースの様式第7-3号の記入内容について、保育士養成施設の教育課程（カリキュラム）については、厚生労働省の告示等で、「系列」、「形態」、「教科目（科目）」、「単位」が示されており、本学の履修規程もそれに基づき、同様の表現を使っている。

様式第7-3号のカリキュラム表の表頭項目のうち「科目の内容」とは何を指すのか。

シラバス等で示す各科目の内容を、この欄に収まるよう要約するという理解でよいか。

⇒ お見込みのとおり

問 60) 長期人材育成コースの訓練期間中に就職決定した場合は、中途退校となるのか。

⇒ お見込みのとおり

問 61) 仕様書には、「訓練期間中に2回以上の成績考査を実施」とあるが、本校生と同様の前・後期試験の受験でよいか。

⇒ 成績考査の実施時期は、受託事業者の裁量に委ねる。

問 62) 介護福祉士資格取得に加えて、同時に「社会福祉主事任用資格」の取得及び2年間の訓練修了後、相談援助業務2年間の実務経験で、社会福祉士の受験資格を得られるコースを自由提案科目で提案できるのか。

⇒ 「L01 介護福祉士資格コース」と「L06 自由提案科目」において、1事業者が同時に提案を行うことは可。

なお、介護福祉士資格コースの提案にあたっては、様式第7-3号委託訓練カリキュラムの「訓練目標」及び「仕上がり像」に沿った内容で提案すること。

また、「仕様書」L-8ページ記載の「L06 自由提案科目」において、同L-9ページの「9 訓練内容」の(1)又は(2)に該当する科目を提案する場合は、同項目に「訓練期間中に資格試験の受験を行うものであることとし、また、その合格発表までの期間においても適切に訓練が実施されるものとする。」と記載しているのとおり、訓練期間中の資格取得を前提としていることにご留意されたい。